

福岡県医第2156号(地)

平成18年3月3日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康 弘



石綿（アスベスト）の除去等工事に係る融資について

標記融資につきまして、独立行政法人福祉医療機構医療貸付部より別添のとおり通知がありましたので、ご連絡いたします。

なお、問合せ・詳細等につきましては、下記までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

【お問合せ先】

独立行政法人福祉医療機構医療貸付部医療業務課

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13

秀和神谷町ビル9階

TEL 03-3438-9934

FAX 03-3438-0659

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂・島田昇二郎



事 務 連 絡
平成 18 年 2 月 23 日

各都道府県医師会 御中

独立行政法人福祉医療機構
医療貸付部 医療業務課

石綿（アスベスト）の除去等工事に係る融資について

当機構の業務に関しましては、平素から種々ご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、平成 17 年度補正予算が成立したことに伴い、別紙のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、当該資金の利用希望者に対するご指導方についてよろしくお願い申し上げます。



【別紙】

石綿（アスベスト）除去等工事に係る貸付の概要

1. 貸付対象

(1) 貸付対象施設等

病院、診療所、介護老人保健施設、助産所、薬局、歯科技工所、衛生検査所、施術所、医療従事者養成施設、疾病予防運動施設、温泉療養運動施設、指定訪問看護事業

(2) 貸付対象となる工事

アスベスト除去等工事（アスベストの除去及び封じ込め等、アスベストの飛散を防ぐための工事）。ただし、アスベストを使用している建物の解体撤去のみを行う工事については、貸付対象とはしません。

2. 優遇措置について

アスベスト除去等を行う部分について、以下の優遇措置を講じます。

(1) 融資率（通常の融資率が90%以上のものは除きます。）

区分	通常	アスベスト除去等工事
85%		病院 診療所 (准)看護師養成施設 指定訪問看護事業
80%	病院 診療所 (准)看護師養成施設 指定訪問看護事業	介護老人保健施設
75%	介護老人保健施設	助産所 薬局 歯科技工所 衛生検査所 施術所 医療従事者養成施設 ((准)看護師養成施設を除く。) 疾病予防運動施設 温泉療養運動施設
70%	助産所 薬局 歯科技工所 衛生検査所 施術所 医療従事者養成施設 ((准)看護師養成施設を除く。) 疾病予防運動施設 温泉療養運動施設	

(2) 貸付利率 (平成 18 年 2 月 23 日現在)

区分	通常	アスベスト除去等工事
病院 (乙種増改築資金) ※ 1		
診療所 (乙種増改築資金) ※ 1		
助産所		
薬局		
歯科技工所	2. 20%	1. 80%
衛生検査所	(2. 00%)	(1. 60%)
施術所		
医療従事者養成施設		
疾病予防運動施設		
温泉療養運動施設		
介護老人保健施設	1. 80%	1. 75%
指定訪問看護事業	(1. 60%)	(1. 55%)
病院 (甲種増改築資金) ※ 1	1. 70%	1. 70%
診療所 (甲種増改築資金) ※ 1	(1. 50%)	(1. 50%)

※ 1 甲種増改築資金、乙種増改築資金の区別につきましては、病床の過不足、機構の基準による地域ごとの診療所数過不足により分けています。

※ 2 利率欄の括弧書きについては、10 年経過後金利見直しの当初 10 年の利率

3. その他

償還期間や据置期間等その他の貸付条件につきましては、通常の貸付条件と同じです。

4. 優遇措置の適用期間

平成 20 年 3 月 31 日まで

5. お問い合わせ先

独立行政法人福祉医療機構医療貸付部医療業務課

〒105-8486 東京都港区虎ノ門 4-3-13 秀和神谷町ビル 9 階

TEL: 03-3438-9934 / FAX: 03-3438-0659